

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画
(令和 7 (2025) 年度～11 (2029) 年度)

計画案 ver.1.1

計画案に対するご意見は、12月16日(月・必着)までに、以下の提出先へ意見提出フォーム・Eメール・郵送・ファクス・持参のいずれかの方法で、氏名・住所・電話番号を明記のうえ、ご提出ください。

(提出先)

第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会
事務局

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市総合政策部企画調整課

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638

【メール】



【意見提出フォーム】



令和6(2024)年 11 月

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会

目 次

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について	
(1) これまでのあゆみ	●
(2) 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定について	●
(3) 第二次調整計画の位置付けと計画期間について	●
(4) 計画見直しのサイクルについて	●
2 テーマ別計画案、及び計画案と現行計画との比較について	
(1) 就労を含めた高齢者の社会参加の支援	●
(2) 子育て世代への外出支援	●
(3) 今後の学校改築のあり方の検討	●
(4) 吉祥寺イーストエリアのまちづくり	●
(5) 吉祥寺パークエリアのまちづくり	●
3 財政計画	
財政計画	●
4 参考資料	
参考資料 1 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画テーマ別論点集	●
参考資料 2 武蔵野市自治基本条例	●
参考資料 3 武蔵野市長期計画条例	●
参考資料 4 武蔵野市長期計画条例施行規則	●
参考資料 5 用語説明	●

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1) これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46（1971）年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23（2011）年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23（2011）年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメントや意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*（以下「自治基本条例*」という。）が令和2（2020）年4月に施行された。

令和4（2022）年度から令和5（2023）年11月にかけて策定された、第六期長期計画・調整計画（以下、「現行計画」）においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定を行い、現行計画は令和5（2023）年11月に答申を受けた。

答申直後の令和5（2023）年12月に市長選挙が行われ、新市長のもと、市民参加、議員参加、職員参加をはじめとした武蔵野市方式で丁寧な議論を積み重ね策定された答申を尊重し、令和6（2024）年1月に計画が決定された。

(2) 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定と本計画案について

令和6（2024）年4月より現行計画を開始し、市政運営を着実に進めているが、いくつかの市長公約については読み取ることが難しいという課題が残った。そこで、令和6（2024）年4月早々に武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下、「第二次調整計画」）庁内推進本部を設置し、市長公約のうち現行計画から読み取ることが難しいテーマに絞って、策定を行っていくことなどの基本的な考え方を定め、令和6（2024）年7月25日に第二次調整計画策定委員会を発足し、市長より諮問がなされた。

策定委員会では、7月に市長との意見交換を行い、8月には再度市長との意見交換及び教育委員との意見交換を実施した。

1 また、庁内推進本部において議論が必要と思われる論点等について「テーマ別論点集」をまとめ、令
2 和6年（2024）8月に公表し、策定委員会での議論の参考としている。

3 この「テーマ別論点集」に対して、市民や関係団体、市議会議員等から広く意見を聴取するとともに、
4 9月には中高生世代との意見交換なども実施し、検討を重ねてきた。

5 公約の多くは現行計画から読み取ることができるという意見もあったが、記述の明確化や強調すべき
6 取組み、状況の変化等に対応するため加筆修正を行うこととし、第二次調整計画の原案となる「計画案」
7 を作成した。

8 本計画案についても様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

9 なお、寄せられた計画案に対する意見を踏まえ、令和7（2025）年1月頃には、策定委員会
10 案を市長に答申する予定である。

11 市長は答申された策定委員会案を尊重して第二次調整計画を決定し、市議会への報告を経て、令和7
12 （2025）年3月に第二次調整計画が公表される予定である。

14 ≪第二次調整計画で議論しているテーマ≫

- 15 1. 就労を含めた高齢者の社会参加の支援
- 16 2. 子育て世代への外出支援
- 17 3. 今後の学校改築のあり方の検討
- 18 4. 吉祥寺イーストエリアのまちづくり
- 19 5. 吉祥寺パークエリアのまちづくり

21 ≪第二次調整計画の基本的な考え方≫

- 22 1. 第六期長期計画の議決事項「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策
23 の大綱について」の枠組みの中で見直しを行う。
- 24 2. 市長公約について、第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいところにテーマ
25 を絞って策定する。
- 26 3. 市長公約の速やかな実現を図ることができるよう、第二次調整計画を令和6（2024）年度
27 中に策定する。
- 28 4. テーマを絞って速やかに策定するため、可能な範囲で市民参加・議員参加・職員参加を中
29 心とした「武蔵野市方式」に則り策定する。そのため、人口推計の実施や地域生活環境指
30 標の作成、討議要綱の作成は行わない。
- 31 5. 第二次調整計画の策定にあたっては、現在策定中の個別計画等との調整を行う。

（３）第二次調整計画の位置付けと計画期間について

第二次調整計画は、上記５つのテーマに絞って計画策定を行い、テーマ以外の事項については現行計画の記載を引き継ぐものである。

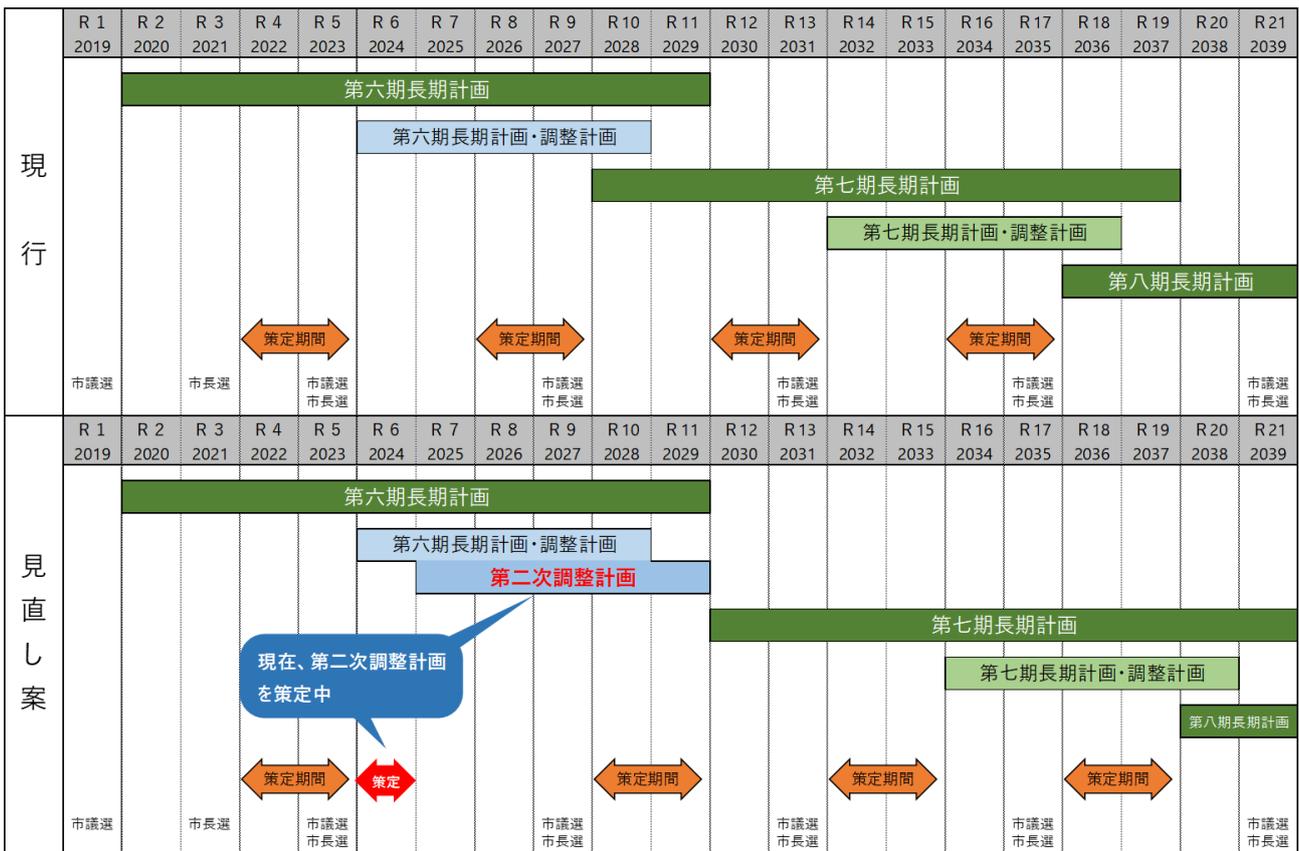
また、第二次調整計画の計画期間については、調整計画から引き継いだ内容も含め令和 7（2025）～ 11（2029）年度とする。

（４）計画見直しのサイクルについて

現在の計画見直しのサイクルでは、第七期長期計画について、令和 8（2026）年から策定、令和 10（2028）年から計画開始とする想定であったが、この場合、策定委員会への諮問から答申までの間に市長選挙を挟むこととなる。

こうした課題を解決するため、第七期長期計画の策定及び計画開始時期をそれぞれ 2 年後ろ倒し、市長選挙及び市議会議員選挙後、速やかに次期長期計画の策定を始められるようなサイクルに改めることとする。

■計画見直しのサイクルの現行と見直し案の比較



2 テーマ別計画案、及び計画案と現行計画との比較について

テーマ名：就労を含めた高齢者の社会参加の支援

■ 第六期長期計画・第二次調整計画の計画案

【健康・福祉】

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（P49）

①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

（略）また、「健康長寿のまち武蔵野」を目指して、趣味、文化・芸術、スポーツ等を通じた健康づくり、生きがいを支援するとともに、高齢者がそれまで培った知識、経験、スキルを活かすことができるよう、地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充と連続性のある活動に向けた支援を行う。あわせて、(公社)武蔵野市シルバー人材センター*の事務局機能の強化を含め、活性化に向けた支援に取り組む。（略）

【平和・文化・市民生活】

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興（P78）

①産業の振興

（略）また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、リスキリング*に取り組む事業者への支援も検討し、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。（略）

■ 第六期長期計画・調整計画（現行計画）の記載内容

【健康・福祉】

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（P49）

①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

（略）また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいをづくりの主体的な活動を支援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センター*などを通じた就労機会の拡大を図る。（略）

【平和・文化・市民生活】

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興（P78）

① 産業の振興

（略）また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。（略）

1
2
3 <<参考>> 見え消し版（変更箇所のみ）

4 ●健康福祉 基本施策 1

5 ①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

6 （略）また、「健康長寿のまち武蔵野」を目指して、趣味、文化・芸術、スポーツを通じた健康づ
7 くり、高齢者の生きがいがいづくりの主体的な活動を支援するとともに、高齢者がそれまで培った知識、
8 経験、スキルを活かすことができるよう、地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充
9 と連続性ある活動に向けた支援を行う。あわせて、（公社）武蔵野市シルバー人材センターなどを通
10 じた就労機会の事務局機能の強化を含め、活性化に向けた支援に取り組むの拡大を図る。（略）

11 ●平和・文化・市民生活 基本施策 7

12 ① 産業の振興

13 （略）また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後
14 継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地
15 区で求められる取組みについて検討するほか、リスキリングに取り組む事業者への支援も検討し、
16 多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。（略）

1 テーマ名：子育て世代への外出支援

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画の計画案

3 【子ども・教育】

4 基本施策 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実 (P63)

5 ①まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

6 子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全
7 体で取り組む必要がある。

8 地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進
9 め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進す
10 る。また、子どもと一緒に安心して外出できる施策を移動の負担が大きい世代を中心に実施す
11 る。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するま
12 ちを推進する施策を実施していく。

13 (略)

14 【都市基盤】

15 基本施策 3 誰もが利用しやすい交通環境の整備 (P94)

16 ②市民の移動手段の確保

17 (略) また、地域公共交通*の利用に不便を感じながらも、レモンキャブ*やリフトタクシーつ
18 ながり*の登録対象とならない高齢者・子育て世代等に対して、地域公共交通*と福祉交通の連
19 携等による対応を検討する。(略)

21 ■ 第六期長期計画・調整計画（現行計画）の記載内容

22 【子ども・教育】

23 基本施策 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実 (P63)

24 ①まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

25 子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全
26 体で取り組む必要がある。

27 地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進
28 め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進す
29 る。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するま
30 ちを推進する施策を実施していく。(略)

31 【都市基盤】

32 基本施策 3 誰もが利用しやすい交通環境の整備 (P94)

33 ②市民の移動手段の確保

34 (略) また、地域公共交通の利用に不便を感じながらも、レモンキャブやリフトタクシーつな
35 がるの登録対象とならない高齢者等に対して、地域公共交通と福祉交通の連携等による対応を
36 検討する。(略)

37

38

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

《参考》 見え消し版（変更箇所のみ）

●子ども・教育 基本施策3

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。また、子どもと一緒に安心して外出できる施策を移動の負担が大きい世代を中心に実施する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。

●都市基盤 基本施策3

また、地域公共交通の利用に不便を感じながらも、レモンキャブやリフトタクシーつながりの登録対象とならない高齢者・子育て世代等に対して、地域公共交通と福祉交通の連携等による対応を検討する。

1 テーマ名：今後の学校改築のあり方の検討

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画の計画案

3 【子ども・教育】

4 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備 (P67)

5 ④学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

6 「武蔵野市学校施設整備基本計画」に基づき、改築事業に着手している。学校の改築において
7 は、地域で子どもたちを育てるという視点が大切である。今後の改築事業が予定される学校
8 は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や将来を見据えた校舎のあり
9 方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面
10 なども含めて検討し、改築を進める。

11 (略)

12

13

14

15

16

17 ■ 第六期長期計画・調整計画（現行計画）の記載内容

18 【子ども・教育】

19 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備 (P67)

20 ④学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

21 「武蔵野市学校施設整備基本計画」（以下「全体計画」という。）に基づき、改築事業に着手し
22 ている。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校と
23 の統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期
24 間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を
25 決定して、事業を進める。

26 全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

27 (略)

28

1
2
3 <<参考>> 見え消し版（変更箇所のみ）

4 ●子ども・教育 基本施策5

5 「武蔵野市学校施設整備基本計画」~~（以下「全体計画」という。）~~に基づき、改築事業に着手し
6 ている。学校の改築においては、地域で子どもたちを育てるという視点が大切である。今後の本
7 調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、子どもの学びを第一に、全市的な視
8 点から中学校の適正な数や将来を見据えた校舎のあり方について、第二中学校と第六中学校と
9 の統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期
10 間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、子ども、教職員、保護者、地域の
11 意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面なども含めて検討し、改築関係者の意見も聞き
12 ながら方針を決定して、事業を進める。

13 ~~全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。~~

14 （略）

1 テーマ名：吉祥寺イーストエリアのまちづくり

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画の計画案

3 【都市基盤】

4 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備 (P94)

5 本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムーバス*・レ
6 モンキャブ*等の交通網が形成され、地域公共交通*の利便性が高い都市である。また、起伏が
7 少なく平坦で、自転車の走行に適した地形である。(略)

8 ③地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

9 公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められてい
10 るが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との
11 輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場*の整備が課題となっている。恒久的に維持で
12 きる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を
13 図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置す
14 る公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、自転車
15 の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討す
16 る。また、附置義務自転車駐車場*の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単位
17 での設置について検討する。

18 基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり (P98)

20 社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺
21 においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしな
22 がら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

23 ①吉祥寺駅周辺

24 様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩
25 賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された
26 資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

27 (略)

28 イーストエリアは、これまでの環境浄化や美化の取組みを継続するとともに、武蔵野市まち
29 づくり条例*に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並みの形成に努める。また、
30 吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだ
31 まちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えたにぎわいのある魅力
32 的なエリアとするため、本町コミュニティセンターの移転に合わせて、中高生世代の居場所づく
33 りなどの施設の複合化に向けた具体的な検討を進めるとともに、消防団第2分団詰所の建替え、
34 基盤整備の基本となる市道第298号線・299号線の拡幅整備事業を行う。

35 また、本町コミュニティセンターの跡地については地域的な背景を踏まえつつ、市有地の有
36 効活用の可能性についても検討を進めていく。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

■ 第六期長期計画・調整計画（現行計画）の記載内容

【都市基盤】

基本施策 3 誰もが利用しやすい交通環境の整備（P94）

本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムーバス・レモンキャブ等の交通網が形成され、地域公共交通の利便性が高い都市である。また、起伏が少なく平坦で、自転車の走行に適した地形である。（略）

③地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められているが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場の整備が課題となっている。恒久的に維持できる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置する公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、駅前から一定程度離れた場所に配置するなど、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討する。また、附置義務自転車駐車場の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

基本施策 6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり（P98）

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

（略）

イーストエリアは、これまでの環境浄化の取組みを継続するとともに、武蔵野市まちづくり条例に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並みの形成に努める。また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだまちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えた魅力あるエリアを形成するため、点在する公共自転車駐車場の吉祥寺本町1丁目27番街区への集約化、消防団第2分団詰所の建替え、本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的検討を進めるとともに、基盤整備の基本となる市道第298号線・299号線の拡幅整備事業を行う。

1
2
3 《参考》 見え消し版（変更箇所のみ）

4 ●都市基盤 基本施策3

5 公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められてい
6 るが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との
7 輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場の整備が課題となっている。恒久的に維持でき
8 る施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図
9 り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置する
10 公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、~~駅前から~~
11 ~~一定距離離れた場所に配置するなど、~~自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、
12 適正な自転車駐車場の配置について検討する。また、附置義務自転車駐車場の整備が建物更新の
13 支障となる場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

14 ●都市基盤 基本施策6

15 イーストエリアは、これまでの環境浄化~~の取組みを継続するとともに~~や~~美化~~の取組みを継続す
16 るとともに、武蔵野市まちづくり条例に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並み
17 の形成に努める。また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽
18 生えつつあるが、まだまちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備え
19 た~~にぎわいのある魅力的な~~あるエリア~~を形成と~~するため、~~点在する公共自転車駐車場の吉祥寺本~~
20 ~~町1丁目27番街区への集約化、本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的検討を進めると~~
21 ~~ともに、~~に合わせて、中高生世代の居場所づくりなどの施設の複合化に向けた具体的~~な~~検討を進
22 めるとともに、消防団第2分団詰所の建替え、基盤整備の基本となる市道第298号線・299号線の
23 拡幅整備事業を行う。

24 また、本町コミュニティセンターの跡地については地域的な背景を踏まえつつ、市有地の有効
25 活用の可能性についても検討を進めていく。

1 テーマ名：吉祥寺パークエリアのまちづくり

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画の計画案

3 【都市基盤】

4 基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり (P98)

5 社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺
6 においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしな
7 がら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

8 ①吉祥寺駅周辺

9 様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩
10 賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された
11 資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

12 (略)

13 パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性の向上等の公共課題の早期解決
14 が求められている。引き続き、南口駅前広場の事業を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利
15 用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、パークエリア
16 の再整備に向けて、これまでのまちづくりの方向性を踏まえつつ、都市基盤に加え、芸術文化、
17 産業・経済等の視点や有識者の知見等から、武蔵野公会堂を含むエリア全体の将来像を立案す
18 る。将来像の立案にあたっては、事業の見える化や社会実験等を通じたまちづくりへの機運醸成
19 を図るとともに、将来像の実現に向けた土地利用等の多様な視点を明らかにするため、市や市
20 民、まちの関係者間の対話を重ね、パークエリアの魅力の更なる向上を目指す。(略)

22 【平和・文化・市民生活】

23 基本施策5 豊かで多様な文化の醸成 (P75)

24 ②文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

25 令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設
26 の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの
27 評価を行う。

28 武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年
29 度に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として施設改修を行う。

30 将来的な武蔵野公会堂のあり方については、他の公共施設の更新時期等を踏まえつつ、全市的
31 な視点から必要な機能についての検討を進めていく。

32 (略)

33

34

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

■ 第六期長期計画・調整計画（現行計画）の記載内容

【都市基盤】

基本施策 6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり（P98）

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や限界性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

（略）

パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性を向上するため、南口駅前広場の整備を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、社会実験やオープンハウスを通じた将来のまちづくりへの機運醸成を図り、市民やまちの関係者との対話を経て、都市基盤に加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の立案を目指す。

（略）

【平和・文化・市民生活】

基本施策 5 豊かで多様な文化の醸成（P75）

②文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3（2021）年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価を行う。

武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4（2022）年度に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。

（略）

1
2
3 <<参考>> 見え消し版（変更箇所のみ）

4 ●都市基盤 基本施策6

5 パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性の向上等の公共課題の早期解決
6 が求められている。~~するため、引き続き、~~南口駅前広場の事業整備を推進するとともに、吉祥寺
7 大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。ま
8 た、~~パークエリアの再整備に向けて、これまでのまちづくりの方向性を踏まえつつ、都市基盤に~~
9 ~~加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者の知見等から、武蔵野公会堂を含むエリア全体の~~
10 ~~将来像を立案する。将来像の立案にあたっては、事業の見える化や社会実験等やオープンハウス~~
11 ~~を通した将来のまちづくりへの機運醸成を図るとともに、~~将来像の実現に向けた土地利用等の
12 ~~多様な視点を明らかにするため、市や市民、~~やまちの関係者間との対話を重ね、パークエリアの
13 ~~魅力の更なる向上を目指す。を経て、都市基盤に加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者~~
14 ~~の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の立案を目指す。~~（略）

15 ●平和・文化・市民生活 基本施策5

16 令和3（2021）年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の
17 活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評
18 価を行う。

19 武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4（2022）年
20 度に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として施設改修再整備を行う。

21 将来的な武蔵野公会堂のあり方については、他の公共施設の更新時期等を踏まえつつ、全市的
22 な視点から必要な機能についての検討を進めていく。

3 財政計画

第二次調整計画の実行性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、現行計画の第7章財政計画のうち、④財政計画を見直す。見直しにあたっては令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を期間とし、令和6(2024)年6月末を作成時点とする。策定方法は、次のとおりとする。

- 1 財政計画は一般会計について作成する。特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- 2 各年度の歳入・歳出は、令和6(2024)年度予算を基準とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- 3 財政計画作成時点における税財政制度を前提とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- 4 計画期間内の各年度にほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入・歳出の増減は当該年度に計上する。
- 5 近年の急激な物価高騰については、今後3年間継続するものと見込み、令和9年度までの計画額に反映する。それ以降は物価高騰の動向を見込むことが困難であるため、令和9年度の水準を採用する。
- 6 第二次調整計画では武蔵野市の将来人口推計を実施しないことから、長期財政シミュレーションは実施しない。
- 7 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の財政計画は図表1のとおりとなる。

財政計画は今後5年間の市財政運営の基礎となる計画であるが、市民税や固定資産税等の収入、学校改築をはじめとする公共施設等の更新に係る支出については、物価高騰の影響もあり、見通しが立てづらい状況である。従前に比べ不確実性が高まっている点には留意が必要であるが、市政運営に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合は、既定の財政運営の見直し基準に従い、適正に対応していく。

図表 1 第六期長期計画・第二次調整計画 財政計画

■歳入

単位：億円

	決算	予算	計画額					令和7～11 年度合計
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
市税	448	445	462	466	480	488	488	2,384
税連動交付金等	60	61	60	63	60	60	60	303
国庫支出金	116	106	111	112	119	120	112	574
都支出金	88	91	79	80	80	80	80	399
繰入金	8	44	32	42	91	128	51	344
市債	1	32	38	28	68	43	13	190
その他	73	36	35	37	37	37	37	183
合計	794	815	817	828	935	956	841	4,377

■歳出

単位：億円

	決算	予算	計画額					令和7～11 年度合計
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
人件費	102	111	112	117	113	121	114	577
扶助費	200	198	205	205	205	205	205	1025
公債費	14	13	13	13	13	14	16	69
物件費	174	209	214	216	224	224	222	1100
補助費等	89	90	92	92	92	92	93	461
繰出金	54	58	60	59	61	61	64	305
投資的経費	57	125	108	113	214	227	115	777
その他	73	11	13	13	13	12	12	63
合計	762	815	817	828	935	956	841	4,377

1

2

3 歳入のうち市税は、令和6（2024）年6月末時点の税制をベースに見込んだ。ふるさと納税制
4 度による減収も見込んでいるが、個人所得の増や、令和9（2027）年度評価替による固定資産税
5 等の評価額の上昇見込み等により、計画期間の5年間の市税は、増傾向で推移すると推計した。

6 国庫支出金及び都支出金は、扶助費*、投資的事業、その他に区分し、それぞれに対して過去の
7 実績及び今後の投資的事業の計画から推計した。

8 繰入金は、投資的経費*に対する特定目的基金からの繰入れ等を5年間で合計344億円と見込
9 む。

10 市債は、投資的事業における適債事業に対し、5年間で合計190億円を充当するものと見込
11 む。

12 歳出については、人件費は計画作成時点の制度をベースに、退職手当については、定年延長に
13 係る制度改正を勘案し推計した。

14 扶助費*は、人口推計やこれまでの決算額の推移に、直近の制度改正の影響額を加味して推計し
15 た。児童手当制度の改正、障害者福祉サービス等に係る給付額の拡大などにより、令和7年度計
16 画額と比較すると、第六期長期計画・調整計画における推計よりも18億円の増となっている。

17 公債費*は、3年据置き20年償還、借入利率は第六期長期計画・調整計画と同じく1.86%で推
18 計した。

1 物件費は、計画期間における光熱水費や委託料等の物価高騰、学校改築に係る備品購入費、消
 2 耗品費等を勘案し推計した。急速な物価高騰の影響等を踏まえ、委託料の上昇を見込んだことな
 3 により、令和7年度計画額で比較すると、第六期長期計画・調整計画における推計よりも21億
 4 円の増となっている。

5 補助費等は、令和6（2024）年度と同規模と見込み、学校給食費無償化の影響額を勘案して推
 6 計した。

7 繰出金は、特別会計ごとに作成した財政計画から5年間合計で305億円と推計した。
 8

図表2 経常及び資本予算

単位：億円

区 分		計画額					合計額 令和7～11 年度合計	
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)		
経常予算	収 入	734	744	753	762	762	3,755	
	支 出	709	715	721	729	726	3,600	
	差 額	25	29	32	33	36	155	
資本予算	投資的経費	108	113	214	227	115	777	
	財 源	一般財源	25	29	32	33	36	155
		国庫支出金	7	8	15	15	7	52
		都支出金	10	11	12	12	12	57
		基金繰入金	28	37	87	124	47	323
	市 債	38	28	68	43	13	190	

9
 10 投資的経費*については、計画期間中には、小中学校の改築工事、複合施設整備を伴う保健セン
 11 ターの更新工事のほか、公共施設等の整備など、多額の経費を要する事業が予定されている。急
 12 速に進行する物価高騰の影響を踏まえ、今後3年間、建築費用が毎年5%ずつ上昇するものと見
 13 込み、計画額に反映させた。こうした投資的経費*は5年間で合計777億円と見込まれる。財源内
 14 訳は図表2のとおりであるが、事業費の増により、第六期長期計画・調整計画における推計より
 15 も、基金繰入金、市債の額が大きくなっている。

図表3 基金と市債等の残高見込み

単位：億円

	決算	予算	計画額				
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基金残高（一般会計）	593	552	629	647	619	559	572
基金残高合計（A）	593	552	629	647	619	559	572
市債残高（一般会計）	100	120	146	163	220	252	253
企業債残高（下水道事業会計）	79	76	80	80	81	82	84
土地開発公社借入残高	73	100	93	88	83	81	68
市債等残高合計（B）	252	296	319	331	384	415	405
基金残高（A）－市債等残高（B）	341	256	310	316	235	144	167

16

1 基金及び市債等の残高は図表3のとおりである。

2 市債残高については、対象となる投資的経費*に一定の割合で充当するための借入れによる増

3 と、過去の借入れ分の償還による減の差額から算出した。基金残高については、投資的経費等へ

4 の充当及び財源不足を補てんするための取崩しによる減と、決算見込みにおける歳入・歳出差引

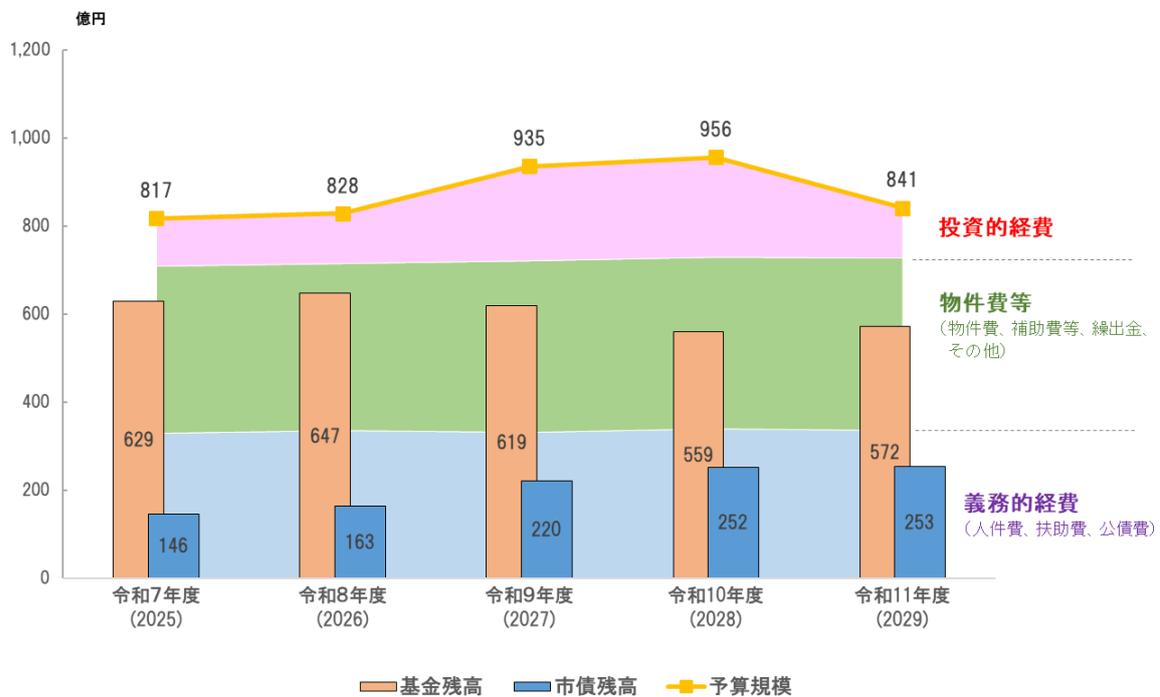
5 額を積立てることによる増の差額から算出した。決算見込みは計画額にこの5年間の決算額から

6 求めた歳入の収入率と歳出の執行率を勘案して求めた。

7 こうして算出した結果、令和11(2029)年度における一般会計の基金残高は572億円で、5年

8 間で57億円の減となる。

**図表4 令和7(2025)～令和11(2029)年度における財政計画及び一般会計における
基金と市債等の残高見込み(予算規模、基金、市債の推移)**



9

10 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの、5年間の財政計画及び一般会計における

11 基金と市債等の残高見込みは図表4のとおりである。

12

13

14

15

1

2

3

4

5

參考資料

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画

テーマ別論点集

令和6(2024)年 8月

武蔵野市

令和 5 (2023)年 12 月に市長選挙が行われたことに伴い、武蔵野市長期計画条例第 3 条の規定に基づき、実行計画（第六期長期計画・調整計画）の見直しを行い、令和 7 (2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間の計画期間とする武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下、「第二次調整計画」）案を作成することになり、令和 6 (2024)年 7 月 25 日に市長より第二次調整計画策定委員会に対し諮問がなされました。

策定にあたっては、第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しい選挙公約に関連したテーマに絞って議論していきます。

本資料は、長期計画策定時に毎回作成している討議要綱*¹に代わり、第二次調整計画策定における策定委員会での議論や市民との意見交換を行うにあたり、必要な情報を「テーマ別論点シート」としてまとめたものです。

* 1 討議要綱・・・長期計画策定時に作成している計画のたたき台として、特に議論すべきと思われる課題や論点についてまとめたもの

《第二次調整計画で議論するテーマ》

1. 就労を含めた高齢者の社会参加の支援
2. 子育て世代への外出支援
3. 今後の学校改築のあり方の検討
4. 吉祥寺イーストエリアのまちづくり
5. 吉祥寺パークエリアのまちづくり

《テーマ別論点シートの構成》

項目	特記
テーマ名	
市長公約	選挙時の市長公約
テーマ設定の趣旨	テーマ設定にあたり、市長公約を受け、庁内推進本部において決定したもの。 テーマを設定した理由や課題、検討していきたい内容を記載しています。
1 第六期長期計画・調整計画の記載内容	テーマに関連する第六期長期計画・調整計画の該当箇所を記載しています。
2 これまでの取組み状況と課題	市や関係機関が取り組んできた内容や、他自治体の事例、その他参考となる資料などを記載しています。
3 テーマにおける論点	第二次調整計画の策定委員会の議論の中で、論点となると考えられる事項等を記載しています。
4 根拠法令、関連法令、個別計画等	今回のテーマに関連する法令や本市の個別計画等を記載しています。

テーマ名 就労を含めた高齢者の社会参加の支援

作成課：健康福祉部 高齢者支援課
市民部 産業振興課

【市長公約】

豊かな老後、支え合う街武蔵野 高齢者には 80 歳まで働ける職場を 年金+5 万円

【テーマ設定の趣旨】

高齢者がいきいきとした生活を継続できるには、社会参加の環境が充実している必要がある。市として、就労を含めた、多様かつ連続性を持った社会参加の仕組みづくりを検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【健康・福祉】

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み(P49)

(略)

①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

(略) また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいきづくりの主体的な活動を支援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センターなどを通じた就労機会の拡大を図る。(略)

【平和・文化・市民生活】

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興(P78)

(略)

①産業の振興

(略) また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。(略)

2 これまでの取組み状況と課題

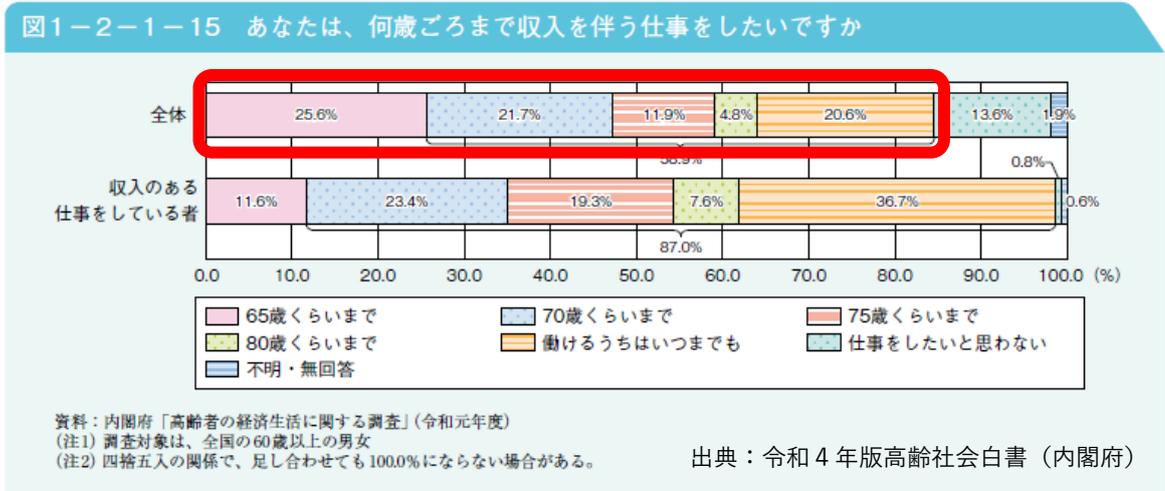
(1)高齢者の社会参加

① 高齢者の社会参加の取組み

- 本市ではこれまで、テンミリオンハウス、いきいきサロン、老人クラブ、生涯学習等の各種の事業、講座を実施し、社会参加を通じた高齢者の生きがいきづくり、健康づくりに取り組んできた。
- 人生 100 年時代と言われる中、健康長寿のまちを目指す本市において、高齢者が心身とも健康に、いきいきとした生活を続けられるようにするためには、高齢者の能力、経験の多様化、またそれに伴う高齢期の過ごし方に対する高齢者の考え方の変化も踏まえながら、地域社会との関わりの機会を拡充する取組みが求められる。

② 高齢者の就労意欲

- 国の調査では、60 歳以上（「収入のある仕事をしている者」を含む全体）のうち 8 割超が収入を伴う仕事をしたいと回答しており、高齢期における就業意欲の高さが読み取れる。



- また、収入の伴う仕事をしている人（60 歳以上）は収入の伴う仕事はしていない人と比較して、生きがいを感じている（「十分に感じている」、「多少感じている」）割合が高い。
- 一方、現在仕事をしていない理由については、「健康上の理由」（28.4%）や「年齢制限で働くところが見つからないから」（26.9%）の割合が高いが、それらに次ぐ理由として、「家族の介護や家事のために」の他、「仕事の種類（職種）で合うところが見つからないから」（14.2%）「勤務場所・時間など条件が合うところが見つからないから」（12.7%）が挙げられている。
- こうしたことから、高齢者が就労を希望したとしても、希望に沿った形の仕事が提供されていない、就労を希望する高齢者と仕事のミスマッチが生じているなどの事情により就労に至っていない可能性が想定される。
- 高齢者人口がピークを迎える令和 22(2040)年に向けて、多様な経験やキャリア、スキルを持つ高齢者が増えることが想定される中、就労を含めた幅広い社会参加の機会の確保が今後の課題となると考えられる。

(2)市以外の取組み

① シルバー人材センター

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき区市町村ごとに設置されている公益社団法人で、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としている。企業や家庭、公共団体等から仕事を引き受け、会員に仕事を提供。
- シルバー人材センターが会員に提供する就業は臨時的、短期的で軽易、就業時間が概ね月 10 日以内、週 20 時間以内のものとなっている。また、会員は請負（または派遣）の形態で仕事に従事する。
- シルバー人材センターの設立の趣旨や現状の枠組みを踏まえると、継続的、長期的な就労による収入の保証や専門的な知識や高度なスキルを生かせる就労等を希望する高齢者のニーズに柔軟に対応することは現状において難しいと考えられる。

② ハローワーク（公共職業安定所）

- 職業安定法に基づき、国が運営する総合的雇用サービス機関。求人・求職情報の提供、職業相談を通じての求職者の就職の促進、失業給付金等の支給、労働者の雇用の安定のための事業主等の支

援（助成金の支給等）が主な業務。

- 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」で、再就職などを目指す高齢者を対象にシニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報を提供するなどの各種サービスを行っている。

③ 東京都・民間事業者関連

○ アクティブシニア就業支援センター

概ね55歳以上の方を対象とした無料職業紹介所。東京都及び（公財）東京しごと財団の支援と国（厚生労働省）の許可を受けて、都内10か所の区市が開設。

○ シニア就業応援プロジェクト

- ・東京セカンドキャリア塾
- ・東京シニア雇用促進・トライアル65事業
- ・シニアしごとEXPO
- ・シニア雇用事例普及啓発事業

- 空いている時間に仕事をしたい求職者（高齢者を含む）と短時間の仕事をインターネット上で（パソコン、携帯電話等の利用により）マッチングするサービスが複数の民間事業者により提供されている。

(3)他自治体の参考事例

① 世田谷区「GBER」

【オンラインマッチング事例】世田谷区×GBER

- ・ 世田谷区では、令和3年度に、就労を希望する高齢者と地域の事業者をつなぐ情報プラットフォームとして東京大学先端科学技術研究センターが開発したGBERを活用したモデル事業を実施。
- ・ 令和4年度からは世田谷ボランティア協会にて、「世田谷版GBER」としてボランティアのマッチングサイトが運用開始。

概要

- GBERとは、「趣味や技術、経験を生かしたい」「地域で活動したい」という、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動を支援する、東京大学先端科学技術研究センターが開発したAIシステムによるマッチングサイト。
- 世田谷区では、シニアと地域の事業者が出会い、「地域」から新しい働き方を実現していくことを目指し、令和3年にGBERを活用したモデル事業を実施。令和4年度からは世田谷ボランティア協会にて、「世田谷版GBER」としてボランティアのマッチングサイトの運用が開始されている。

令和3年度モデル事業について

- ✓ 令和3年1～12月のモデル事業時間に、86名の参加者が登録。多様な経験や専門性を持った方々が参加。
- ✓ 利用者は、GBERにプロフィール等を登録。仕事を検索し、関心のあるものに応募し、各事業者による選考を経て受理された場合には業務に従事する。
- ✓ モデル事業参加の目的は、「自分のこれまでの経験値や専門性を活かす」「家の近くでやれる仕事」といった回答が多くみられた。
- ✓ 事業者側では、27社の事業者が参加し、75件の募集案件が掲載された。分野としては、介護、子育て、障がい者支援といった福祉分野が70%と最も多かった。
- ✓ マッチング利用者からは「工事現場で働くことは初めてで、建設業界の習慣や仕事の進め方など、知らないことが多く、興味深かったです」「自分の得意なことを活かす仕事に出会えたこと、また家の近くの福祉施設のみなさんの働く思いに触れることができました。」といった声が聞かれた。

GBERの利用イメージ（世田谷ボランティア協会）



GBERは「5つのタブ」で構成されており、これらを切り替えることで様々な機能を利用することができます。

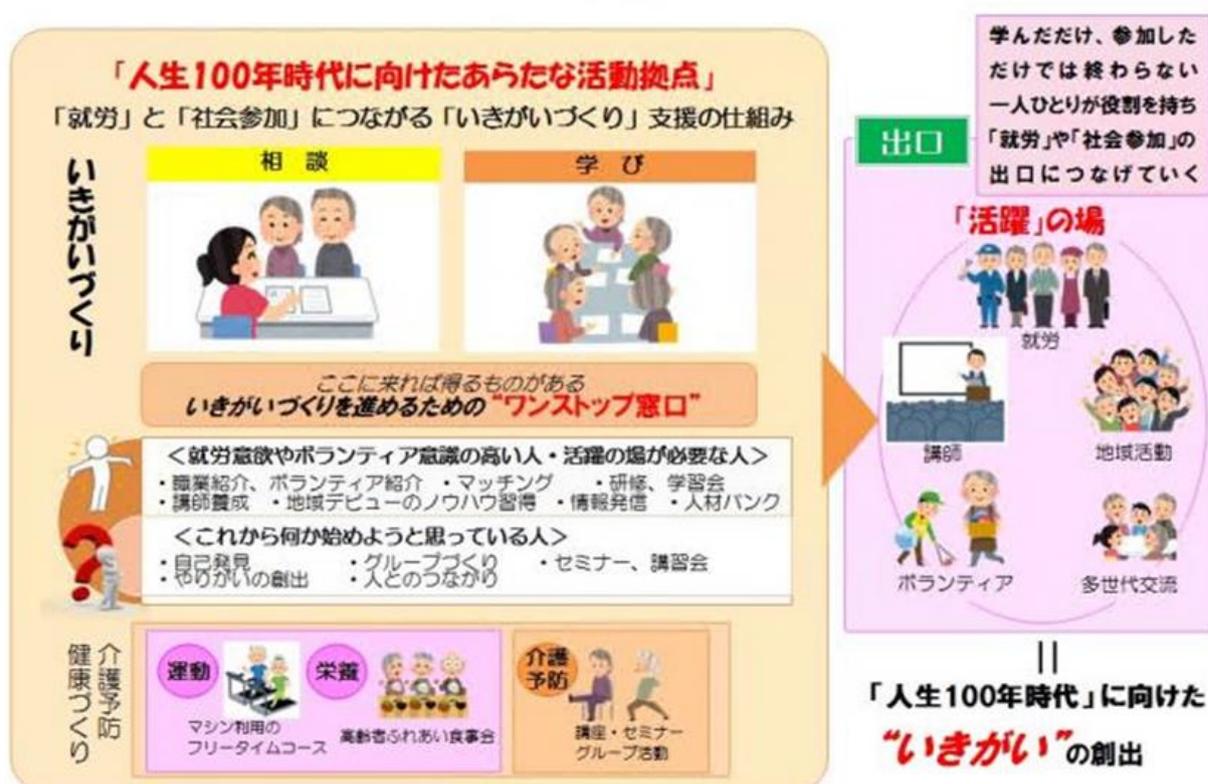


（出所）世田谷区経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課「R60-SETAGAYA-ハンドブック」、4
世田谷ボランティア協会、世田谷区「AIシステムによるマッチングサイト『世田谷版GBER』利用マニュアル」を基に日本総研作成

出典：東京都作成資料（世田谷区の状況）

② 北区「いきがい活動センター」

- 社会参加を希望する高齢者と各種活動のミスマッチを解消することを目指し、人生 100 年時代に向けたあらたな活動拠点として、高齢者のいきがいづくりを進めるためのワンストップ窓口を令和 3 (2021) 年 1 月に開設。
- 無料職業紹介機能を有し、就労希望を持つ高齢者に対してキャリアカウンセリング、就労後の職場定着支援、新規求人発掘・開拓を行っている。社会福祉法人が指定管理者として運営。



出典：北区ホームページ

3 テーマにおける論点

(1)市が行う社会参加の支援について

- 高齢者の就労には、生きがいづくり、介護予防、地域の人材の確保、地域経済の活性化等の効果があることが想定される。それらを踏まえ、市として施策を進める目的をどのように考えるか。
- 関連する市の事業（生涯学習、介護予防、ボランティア等に関する事業）を含めて、高齢者の社会参加の施策全体の連続性、体系性をどのように確保するか。
- 高齢者を含む多様な市民や市内事業者、商店会（街）等のつながり、連携によって、高齢者の社会参加（地域活動）の機会や、キャリアを生かした就労活動を創出するため、市の産業振興事業としてどのように施策を展開していくか。

(2)市が担うべき役割、施策の範囲について

- シルバー人材センター、ハローワーク、東京都による取組み、民間事業者におけるサービスが既に提供されている中で、市が担うべき役割をどのように考えるか。
- シルバー人材センターの他にも国、東京都、民間事業者のサービスが多数ある中で、それらとどのようにすみ分けを行い、またどのように連携するべきか。
- 市が関係団体と協力し、つながりの場や機会の提供をどのように行っていくか。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)関連法令

- 職業安定法
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(2)個別計画等

- 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 武蔵野市シルバー人材センター第五期中期目標
- 第三期武蔵野市産業振興計画

テーマ名 子育て世代への外出支援

作成課：子ども家庭部 子ども子育て支援課
都市整備部 交通企画課
健康福祉部 健康課

【市長公約】

レモンキャブを子育て世代にも

【テーマ設定の趣旨】

産前産後や子育て中は、公共交通機関を利用しての移動は負担が大きい。レモンキャブのような安心して利用できる移動支援を、子育て世代に対しても検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【子ども・教育】

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実(P63)

(略)

①まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体で取り組む必要がある。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。(略)

【都市基盤】

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備(P94)

(略)

②市民の移動手段の確保

(略) また、地域公共交通の利用に不便を感じながらも、レモンキャブやリフトタクシーつながりの登録対象とならない高齢者等に対して、地域公共交通と福祉交通の連携等による対応を検討する。(略)

2 これまでの取り組み状況と課題

(1)こども商品券(タクシー代金の支払いに利用可能)の配付

①産前・産後

ゆりかごむさしの面接(妊婦面接)を受けた方に子ども一人につき1万円分の子ども・子育て応援券(こども商品券)を配付している。

②多胎児家庭

面接を受けた0～2歳の多胎児家庭を対象に、ふたご・みつごおでかけサポート券（こども商品券2万4,000円分）を年齢ごとに1回配付している。

その他、妊婦面接・新生児訪問後にそれぞれ受け取ることができる出産・子育て応援ギフト（カタログギフト、計15万円相当）の中で、こども商品券を選択することも可能となっている。

(2)地域公共交通網形成計画における検討

①自宅と指定した目的地（病院・スーパーなど）の間などを利用できる一定期間乗り放題の「タクシーサービス」の検討（実施主体：タクシー事業者）

“高齢者や子育て世代などの自宅から駅以外の目的地へのドア・ツー・ドアに近い移動ニーズなど、バス交通等の既存の地域公共交通では対応しきれない「間」需要に対応するため、自宅と指定した目的地（例えば病院・スーパーなど1箇所）の間を利用できる一定期間（1か月など）乗り放題の「タクシーサービス」の導入検討を行う。”

②登録制のエリア固定タクシーの検討（実施主体：タクシー事業者）

“高齢者や子育て世代が呼びやすく、気軽に安心して利用できる登録制タクシーの導入検討を行う。武三エリア固定で車両運用することで、必要な時に呼んだら来るタクシーを目指す（例：陣痛タクシーは登録制で必要な時に確実に呼べる）。

また、高齢者や運転免許返納者、子育て世代などの移動手段として、タクシーならではのドア・ツー・ドアのサービスを住宅地内で提供するために、車両（ユニバーサルデザイン車両など）を固定することで、住宅地内の交通規制緩和を検討する（例：レモンキャブ車両は通行禁止道路の許可証の交付を受けている）。”

⇒ 令和2(2020)年度から計画を開始しているが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、タクシー業界が新規事業に着手することが困難であるため、令和6(2024)年5月現在、検討は進んでいない。令和6(2024)年度から2か年で地域公共交通網形成計画の改定が予定されており、令和8(2026)年度からの次期計画に持ち越して検討されていくものと考えられる。

《参考》レモンキャブについて

レモンキャブに適用されている「福祉有償運送」は、道路運送法上で旅客の範囲が定められており、現行法の枠組みの中では、子育て世代は該当しない。

(3)他自治体の参考事例

①埼玉県三郷市「子育て移動支援」

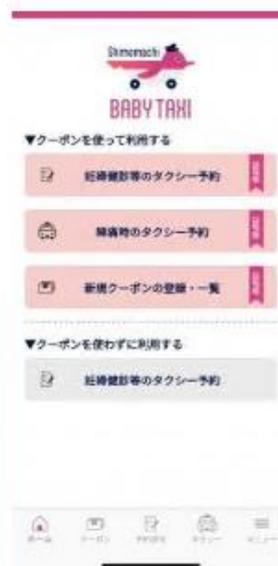
- 子育て世帯に対して、乳幼児健診・育児関連用品の買物等の外出時の移動を支援するため令和5(2023)年度より実施。令和6(2024)年度からは妊娠中の移動費用の助成も開始。
- 助成額 子ども一人当たり1万円
- 助成内容 次の助成内容から、対象者が一つを選択。
 - ・タクシー利用券
 - ・路線バス回数券
 - ・自動車燃料助成券

②神奈川県座間市「妊婦及び乳幼児移動支援給付金」

- 妊婦または乳幼児（0～3歳）の養育者のタクシー代などの移動費用の一部を支援することにより、移動に関する身体的な負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図る。
- 次の時点から引き続き申請時に座間市の住民基本台帳に記録されている、妊婦または乳幼児（0～3歳）の養育者に対し給付金を支給。
 - ・母子健康手帳発行時... 1万円
 - ・出生時... 1万2,000円
 - ・1～3歳の誕生日... 各1万2,000円

③山口県下関市「子育てタクシー普及支援事業～しもまちBABYタクシー～」

- 出産時や妊婦健診などの際に、助産師会による専門研修を受けた認定タクシードライバーが自宅などから病院まで、安全・安心・スピーディーに移送するサービス。
- 専用アプリで事前予約や到着時間の確認が可能。
- 令和5(2023)年4月1日以降に母子手帳の交付を受けた方には片道4回分の無料クーポンを配付している。



出典：下関市ホームページ

3 テーマにおける論点

(1)子育て世代への外出支援のあり方について

妊娠期から子育て期は、産前産後の健診などで定期的に出出する必要があるが、公共交通機関を乗り換えての移動は負担が大きい。当該世代への外出支援のあり方について検討が必要と考えられる。

(2)子育て世代への外出支援の手法について

公共交通機関を利用することが困難な子育て世代への外出支援の具体的な方法としては、タクシー券等の配付による子育て世代へ直接給付する方法と、タクシー事業者等の移送サービス基盤の整備を行う環境整備の方法が考えられる。

①タクシー券等の配付について

現在、妊婦面接の際にタクシー利用が可能な商品券を配付しているほか、移動経費の補助を目的として0～2歳の多胎児家庭に商品券を配付している。一方、商品券はタクシー代金の支払い以外にも利用することができることから、タクシーを利用しない子育て世代への公平性は担保できるものの、外出支援に直結する支援とはいえ、直接給付の是非については検討が必要。

②移送サービスについて

今後、子育て家庭を対象とした移送サービスが地域公共交通網形成計画を改定する中で議論されていく予定である。子育て中は、定期的な通院に加え、子どもの突発的な体調不良による受診など、予期せぬ外出が必要な場面が多くある。サービスの検討にあたっては、子育て世代ならではのニーズを十分に考慮する必要がある。今後、事業者との協定や補助等の手段によって、子育て世代が移送サービスを利用しやすい環境を整えていくことも手段として考えられる。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)関連法令等

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- 道路運送法
- 武蔵野市移送サービス事業実施要綱

(2)個別計画

- 第六次子どもプラン武蔵野（現在策定中であり、第六期長期計画・二次調整計画の議論を踏まえ、整合を図ることを検討していきたい）
- 武蔵野市地域公共交通網形成計画（現在策定中であり、第六期長期計画・二次調整計画の議論を踏まえ、整合を図ることを検討していきたい）

テーマ名 今後の学校改築のあり方の検討

作成課：教育部 教育企画課、指導課

【市長公約】

二中・六中の統廃合は白紙に

【テーマ設定の趣旨】

第二中学校と第六中学校に限って統廃合の要否を検討するのではなく、全市的な視点で中学校の適正な数や校舎のあり方について教育面を第一に検討し、武蔵野市学校施設整備基本計画の改訂を進めたい。

平成8(1996)年に桜堤小学校と境北小学校が統合された際は、境北小学校の児童数が減少したことに伴い、全学年が単学級になることなどから統合が行われたが、青少協やPTAなどとも様々な調整が必要であった。

第一中学校と第五中学校は建て替えが始まっているが、中学校は昭和の時と同じ規模での建て替えでよいか議論が必要である。

あわせて、児童・生徒が一人1台タブレットを持つ時代となり、将来の教育環境も見据えて、どのような校舎を建設するのかという議論が必要である。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【子ども・教育】

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備(P67)

(略)

④学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

「武蔵野市学校施設整備基本計画」(以下「全体計画」という。)に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の要否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。

全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

(略)

2 これまでの取組み状況と課題

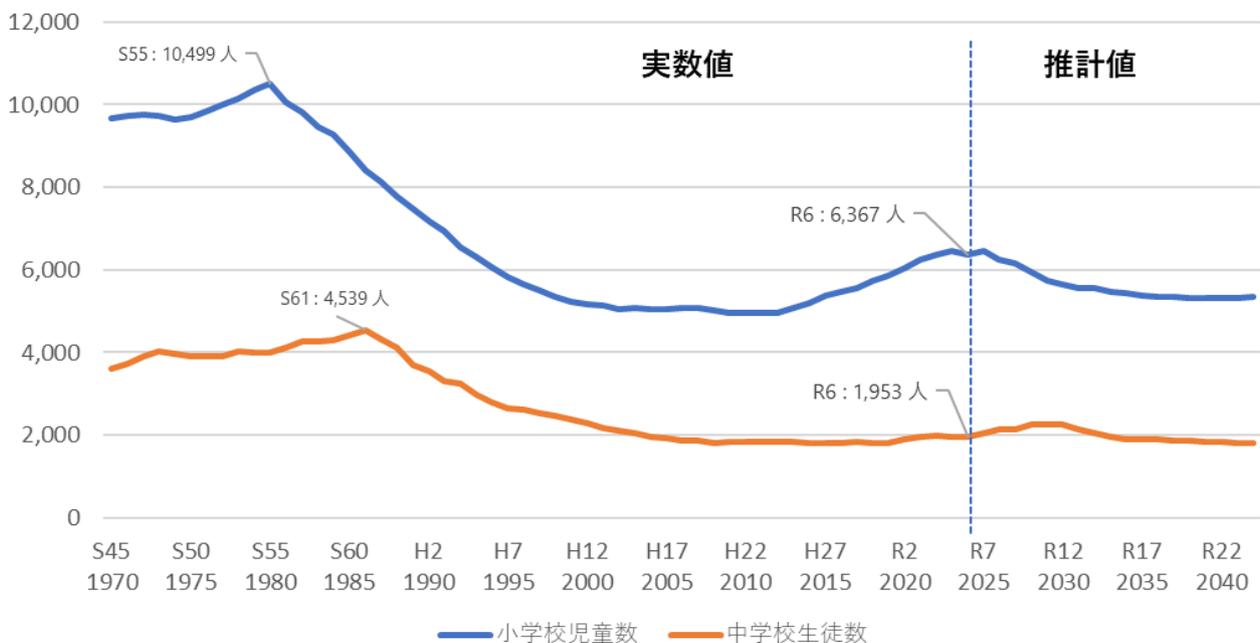
(1) これまでの取組み状況

- 令和 2 (2020)年 3 月に策定した武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築事業を進めてきた。
- 上記 4 校の次に予定した、第六中学校、第二中学校、第二小学校、境南小学校の改築年次案については、昨今の社会経済情勢などを踏まえつつ、将来の教育も見据えて、令和 8 (2026)年度に予定している同計画の改定に向けて見直すこととした。

(2) 課題

- 全市的な観点から、昭和の時代に建設された中学校 6 校が必要かどうか、将来の教育を見据えてどのような校舎を建設するのかを検討する必要がある。

《 児童・生徒数の推移 》



《 中学校別生徒数の推移 (10 年間) 》

単位：人

中学校名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
第一中学校	331	323	302	294	272	284	313	340	341	344
第二中学校	316	334	356	368	395	411	423	412	401	390
第三中学校	299	331	326	329	301	298	303	315	309	291
第四中学校	390	380	369	404	407	415	446	459	468	462
第五中学校	230	228	245	244	237	201	182	193	225	233
第六中学校	231	197	198	202	207	207	222	226	245	241
合計	1,797	1,793	1,796	1,841	1,819	1,816	1,889	1,945	1,989	1,961

3 テーマにおける論点

(1) 中学校の適正な学校数(教育面・建築面)について

昭和の時代に建設された中学校 6 校が必要かどうか、中学校統合の可能性も含めて検討する必要がある。

- 教育面では、中学校を統合する場合は、生徒の数が多くなることにより、教員の数も増え、多様な人間関係ができる、教員同士のサポート体制が充実できる、部活動が運営しやすいなどの利点がある。統合しない場合は、学校全体で個々の生徒の情報を共有しやすい、個々の生徒が発表する機会をつくりやすい、行事の柔軟な運営がしやすいなどの利点がある。
- 建築面では、中学校を統合する場合には、仮設校舎が不要となる可能性もあるなど、工期や費用を縮減することができる。ただし、学校数が少なくなることで、居住地により通学距離は長くなる場合がある。

(2) 将来の教育を見据えた校舎(教育面・建築面)について

将来の教育を見据えてどのような校舎を建設するのかを検討する必要がある。

- 教育面では、主体的、対話的で深い学びを進めるとともに、教育 D X、特別支援教育、不登校対応を進める必要がある。
- 建築面では、上記の教育を実現するために、校舎全体がゆるやかにつながる空間づくりや多様で可変性のある施設、設備などが必要である。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1) 根拠法令

- 学校教育法第 3 条

(2) 関連法令等

- 小・中学校の設置基準（文部科学省）

(3) 個別計画

- 武蔵野市学校施設整備基本計画

テーマ名 吉祥寺イーストエリアのまちづくり

作成課：総合政策部 資産活用課

都市整備部 まちづくり推進課、吉祥寺まちづくり事務所、交通企画課

市民部 市民活動推進課

子ども家庭部 児童青少年課

【市長公約等】

吉祥寺東部地区の街づくりの準備に着手
駐輪場を近くに整備

【テーマ設定の趣旨】

駐輪場の利用には様々なニーズがあり、用地の確保が難しい駅近くへの駐輪ニーズへの対応も課題である。全ての駐輪場を外周部に設けるのではなく、通りやエリアでの自転車と歩行者の輻輳の状況やまちづくりの状況等を踏まえ、丁寧な対応を検討したい。

本町コミュニティセンターの移転に合わせた複合化施設として、東部地域に不足する中高生世代の居場所について検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【都市基盤】

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備(P94)

本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムバス・レモンキャブ等の交通網が形成され、地域公共交通の利便性が高い都市である。また、起伏が少なく平坦で、自転車の走行に適した地形である。(略)

③地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められているが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場の整備が課題となっている。恒久的に維持できる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置する公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、駅前から一定程度離れた場所に配置するなど、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討する。また、附置義務自転車駐車場の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

【都市基盤】

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり(P98)

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺において

は、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

(略)

イーストエリアは、これまでの環境浄化の取組みを継続するとともに、武蔵野市まちづくり条例に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並みの形成に努める。また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだまちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えた魅力あるエリアを形成するため、点在する公共自転車駐車場の吉祥寺本町1丁目27番街区への集約化、消防団第2分団詰所の建替え、本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的な検討を進めるとともに、基盤整備の基本となる市道第298号線・299号線の拡幅整備事業を行う。

2 これまでの取組み状況と課題

吉祥寺イーストエリアでは、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、風俗営業等の店舗が多く出店し、地域住民の生活環境は著しく悪化した。昭和51(1976)年にストリップ劇場が進出しようとしたのを契機として地域住民等による市民運動が展開され、市議会、警察署等関係機関の協力により、全市を挙げて様々な環境浄化への取組みが行われた。その後も昭和53(1978)年の防犯カメラの設置をはじめとして、本町コミュニティセンター開設、環境浄化に関する条例の施行及び同条例に基づく環境浄化特別推進地区の指定、吉祥寺図書館開設、市道第298号線及び同299号線の拡幅整備事業開始、つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例施行、吉祥寺シアター開設等を実施した。

令和3(2021)年3月には吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車場等対応方針を策定し、公共自転車駐車場の適正配置や、当該エリアが抱える課題の整理及び解決に向け、駅至近エリアを中心とした市有地等の利活用を推進している。

上記のほか、令和4(2022)年度以降、つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の改正による客引き行為等の禁止行為の追加や、勧誘行為等適正化特定地区の拡張など、安全パトロール隊ブルーキャップ・吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による客引き行為等に対する指導等を強化している。また、路上喫煙、たばこのポイ捨てなど駅前周辺の環境美化の観点から、清掃範囲の拡張や清掃回数を増やすなどの取組みを強化し、当該エリアにおいて良好な環境を確保するため、地域住民とともに継続した環境浄化の取組みを進めている。



吉祥寺イーストエリア東部地区
武蔵野市吉祥寺本町1丁目18番、23番、27番他

(1) 自転車駐車場の配置のあり方

① これまでの取組み

吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車場等対応方針に基づき、東部地区の複数の公共駐輪場（吉祥寺大通り東自転車駐車場、同第3自転車駐車場、同第4自転車駐車場、吉祥寺駅東暫定一時利用自転車駐車場）を集約するため、27番街区に吉祥寺クックロード自転車駐車場を令和5（2023）年11月に供用開始した。

また、駅周辺の活力とにぎわいのある民間事業者主導のまちづくりが進行中である。

② 課題

i) 新たな公共用地の確保

すでに活用されている鉄道高架下や民間開発等の流動性の高い駅周辺において、新たな公共用地を確保することは困難であり、駅利用者のために公共駐輪場を駅前配置することは難しい。

ii) 歩行者と自転車の輻輳

駅周辺の商業集積するエリアでは、買い物等で回遊する歩行者や駅に向かう歩行者が、走行する自転車と輻輳（イーストエリアでは、吉祥寺大通り、本町稻荷通り、ベルロード、299号線、クックロード等）する問題が生じている。

iii) 建物更新の停滞

吉祥寺駅周辺の商業集積エリアでは、附置義務駐車場及び駐輪場に対応するため、事業費の負担やそれに伴う商業利用の床面積減少が民間事業者にとって課題であり、高経年化した建物更新の進捗に停滞がみられるケースもある。

iv) 明確な配置基準の整備の必要性

駅利用者のための駐輪場整備を求める声があるなか、第六期長期計画・調整計画や個別計画では、「歩いて楽しいまちづくり」の視点から、今後設置する公共駐輪場については、「駅前から一定程度離れた場所（自転車等総合計画では「外周部」と表現）に配置する」と記載されている。しかし、具体的に駅から何mが外周部なのか、隔地駐輪場の設置はどのエリアで実施するのかをはじめ、駐輪場の配置場所の基準があいまいな面がある。

(2) 本町コミュニティセンターの移転と施設複合化

① これまでの取組み状況

i) 本町コミュニティセンター協議会

本町コミュニティセンター協議会において、利用者等へのアンケート（令和5（2023）年7～8月）や地域フォーラム（令和5（2023）年6月18日及び11月12日）を実施し、地域や利用者の意見を踏まえた新築移転後の本町コミュニティセンターに関する協議会としての意見が取りまとめられた。

ii) 吉祥寺本町1丁目23番街区庁内検討委員会での検討状況及び利用者等アンケート

令和4（2022）年7月に当該地の利活用を検討するため「武蔵野市吉祥寺本町1丁目23番街区市有地利活用事業検討委員会」を庁内に立ち上げ、本町コミュニティセンターの移転に合わせて複合化する用途等について検討を進めている。また、令和6（2024）年3月6日～4月15日まで、コミュニティセンター移転と合わせて新たに複合化する用途について、地域や利用者等へのアンケートを実施した。

iii) 中高生世代の居場所づくりに関する検討状況

近年、子どもの居場所のなかでも、特に中高生世代の居場所の確保が求められている。本市でも第五次子どもプラン武蔵野及び第六期長期計画・調整計画に子どもの居場所の確保の必要性について記載し、令和5（2023）年4月施行の子どもの権利条例においても子どもの居場所づくりが掲げられた。

これまで、コミュニティセンター等の既存施設の更なる活用や、中央地域や東部地域に中高生の居場所を新規に整備していくことを検討しており、今年度策定する第六次子どもプラン武蔵野でも推進していく予定である。

② 課題

i) 複合化する施設用途の方向性

第六期長期計画・調整計画では、「本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的検討を進める」ことが記載されているが、吉祥寺本町1丁目23番街区にコミュニティセンターを移転（現状同程度の機能を確保）した際、当該敷地の活用余地が生じるが、複合化する施設用途に関して方向性が決まっていない。また、現コミュニティセンター跡地を含め、土地利用の方針が定まっていない市有地の利活用について検討が必要である。

ii) 東部地域における「中高生世代の居場所」の不足

子どもの居場所に関し、東部地域では「中高生世代の居場所」が不足しており、課題解決に向けて具体化する必要がある。

3 テーマにおける論点

(1) 駅周辺の自転車駐車場の配置等の考え方について

- これまでのまちづくりの考え方、歩行者の安全性や自転車利用者の利便性等を踏まえつつ、建物の附置義務駐輪場の取り扱いを含め、今後の自転車駐輪場の適正配置の考え方について検討する必要がある。

(2) 本町コミュニティセンターの移転に伴い複合化する施設用途について

- 吉祥寺本町1丁目23番街区に本町コミュニティセンターを移転するのに合わせて複合化する施設として、東部地域に不足する中高生世代の施設（居場所づくり）とする方向性について議論が必要である。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1) 関連法令

- 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
- 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則

(2) 個別計画等

- 武蔵野市自転車等総合計画
- 第五次子どもプラン武蔵野
- 武蔵野市コミュニティセンター整備計画
- 吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車

テーマ名 吉祥寺パークエリアのまちづくり

作成課：総合政策部 資産活用課

都市整備部 まちづくり推進課、吉祥寺まちづくり事務所、交通企画課

市民部 市民活動推進課

【市長公約】

吉祥寺駅南口の街づくりの準備に着手

【テーマ設定の趣旨】

パークエリアにおいては歩行環境や高経年化建物等への対応が必要であり、吉祥寺南口駅前広場の整備事業を進めるために、南口を面として捉えて将来像を立案し、パークエリアの再整備を進めたい。将来像立案にあたっては、まちづくりの機運醸成、ステークホルダーとの丁寧な対話、事業の見える化を行いながら、スピード感をもって進めたい。

また、まちの将来像立案と並行して、将来的な武蔵野公会堂のあり方について検討する必要がある。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【都市基盤】

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり(P98)

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

(略)

パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性を向上するため、南口駅前広場の整備を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、社会実験やオープンハウスを通じた将来のまちづくりへの機運醸成を図り、市民やまちの関係者との対話を経て、都市基盤に加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の立案を目指す。(略)

【平和・文化・市民生活】

基本施策5 豊かで多様な文化の醸成(P75)

(略)

②文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価を行う。

武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に策定し

た改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。

(略)

2 これまでの取組み状況と課題

(1) これまでの取組み状況

① 吉祥寺のまちの特徴

1960年代に開始された吉祥寺駅周辺の基盤整備では、大きな敷地の統合を行わずに従来の街区を残し、中小規模のビル群や路地が混在する状況が生まれた。このことが街に奥行きやスキマをもたらし、多様な街並みや個性的な個店を生む源泉となった。

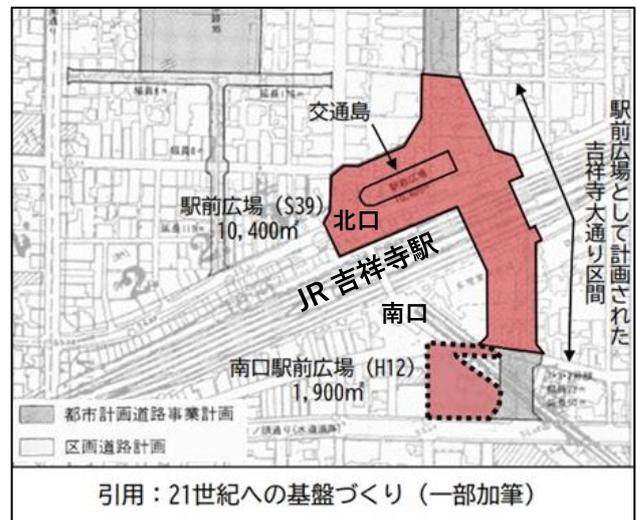
回遊性とスケール感を大切にしたまちづくりの考え方は、近年のまちづくりの思想（歩きたくなる、まちに開かれた1階、多様な人の多様な用途・使い方など）を先取りしたものといえ、均質化されていく周辺都市の中で、界隈性が感じられる吉祥寺のまちは、今なお多くの人々から支持を受けている。

② 南口駅前広場の経過

北口駅前広場を含む吉祥寺駅周辺の都市計画道路事業は昭和62(1987)年に一定完成した。

その後、平成12(2000)年に約1,900㎡の南口駅前広場を新たに都市計画決定を実施し、同時期に道路法の区域をかけた。

令和5(2023)年2月には、「吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を策定し、南口駅前広場整備後に残される交通環境に関する課題を整理し、解決に向けた考え方を示した。また、上記に合わせて、令和5(2023)年3月に「吉祥寺パークエリア まちの将来像立案に向けて」を策定した。



③ 建物の高さ制限の実施

近年では高い建築物のニーズの高まりや天空率の導入による斜線制限の緩和、共同住宅の共用部分の延べ面積除外の規定等により、周囲と比較して突出する高い建築物が建てられるようになった。本市では、街並みと住環境を保全するため、平成26(2014)年に都市計画に建築物の高さの最高限度（吉祥寺駅周辺の商業地域は50m）を定めた。

④ 武蔵野公会堂の改修

武蔵野公会堂は昭和39(1964)年の開館から60年が経過し、設備の老朽化やバリアフリー化への課題があることから、これまでの建物・設備の各種調査結果に基づき、有識者会議や市民アンケート、パブリックコメント等の意見を踏まえ、改修等基本計画を策定した。基本計画に基づき、令和5(2023)年度に公募型プロポーザルにより設計者の選定を行い、令和6(2024)年度に基本設計、令和7(2025)年度に実施設計を終え、令和8(2026)年度に工事着工、令和9(2027)年度中のリニューアルオープンを目指している。

(2)課題

① 交通環境の低下

昭和62(1987)年に一定の基盤整備が完了し、都内有数の商業地に成長した一方で、来街者やバス交通の増加により、歩行環境や回遊性が低下している。

i) 交通広場

パークロードから路線バスをなくすため、平成12(2000)年に南口駅前広場を都市計画決定したものの、地権者の生活再建等の問題もあり、その後の用地買収に時間を要している。また、既決定の広場整備が完了しても、交通結節点として必要な機能の全てを満たすことはできず、不足する機能を補う方策が求められている。

ii) パークロード

駅前で路線バスの降車を行っており、路線バスと歩行者の通行が輻輳し、安全性や快適性が著しく低下している。

iii) 井ノ頭通り

幹線道路とバス乗場の2つの役割に対して、十分な空間を確保できていない。また、井ノ頭通りを横断する歩行者が多く、自動車・自転車と歩行者の混雑が生じている。

② 建物更新の停滞

都市には用途も、年代も、状態も多様な建物の混在が不可欠だが、建築物の更新が進まず、駅周辺の建築物は総じて高経年化している。

③ 土地利用の転換（高さ制限、用途混合）の必要性

細分化した敷地や建築物の高さの最高限度が合理的な土地利用を妨げているとの意見もあり、また近年の職住近接や住宅ニーズの高まりを受け、他都市の駅周辺の商業地域においては住宅用途を含む高層建築物を誘導している事例もある。

④ 武蔵野公会堂の今後のあり方

改修後の武蔵野公会堂は、パークエリアの将来像立案とその後の再整備に必要とされる期間を踏まえ、20年程度の使用期間を想定している。その後の施設のあり方については、エリアの再整備の進め方と一体的に検討する必要がある。

3 テーマにおける論点

(1)吉祥寺パークエリアのまちの将来像の立案について

① 交通環境の改善その他の公共課題解決と駅周辺の土地利用について

- パークエリアにおいては、駅前広場の早期整備、歩行者等の安全性の向上、高経年建物の更新等の公共課題の解決が求められている。公共課題解決にあたっては、これまでの本市のまちづくりの方向性も踏まえつつ、パークエリア全体を広く面的に捉えたまちの将来像を立案する必要があり、公共課題解決と土地利用等（高さ制限、商業地域における住宅用途）のバランスを図る必要がある。

② 将来的な武蔵野公会堂のあり方について

- 将来的な武蔵野公会堂のあり方については、他の公共施設の更新時期等を踏まえつつ、全市的な視点から必要な機能についての検討を今後進めていく必要がある。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)根拠法令

- 都市計画法
- 建築基準法

(2)関連法令

- 都市再開発法

(3)個別計画等

- 都市計画マスタープラン
- 吉祥寺グランドデザイン 2020
- NEXT 吉祥寺 2021
- 吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方
- 吉祥寺パークエリア まちの将来像立案に向けて
- 武蔵野市文化振興基本方針
- 武蔵野市文化施設整備計画
- 武蔵野市文化施設の在り方検討委員会報告

《武蔵野市自治基本条例》

令和2年3月24日条例第2号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民、議会及び市長等の役割等（第4条—第8条）
- 第3章 参加と協働
 - 第1節 情報共有（第9条—第13条）
 - 第2節 市民参加（第14条・第15条）
 - 第3節 協働（第16条）
 - 第4節 コミュニティ（第17条・第18条）
 - 第5節 住民投票（第19条）
- 第4章 議会の会議（第20条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第21条・第22条）
- 第6章 行政の政策活動の原則（第23条—第29条）
- 第7章 国及び東京都との関係（第30条）
- 第8章 広域的な連携及び協力（第31条）
- 第9章 平和及び国際交流（第32条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。

3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。

4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。

3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するように努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければ

ならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議(当該会議における配布資料及び会議録を含む。)については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等(以下「政策等」という。)の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法(アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続(政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。)の実施その他の方法をいう。)により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組であ

る協働を推進するものとする。

- 2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

- 3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

- 4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

- 2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

- 2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

- 3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

- 2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力をを行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(長期計画)

第2条 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

2 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

3 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

付 則（令和2年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

《武蔵野市長期計画条例施行規則》

平成 23 年 12 月 28 日規則第 68 号

武蔵野市長期計画条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市政運営の基本理念)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

(市が実施する政策)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

(調整計画)

第 4 条 条例第 3 条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

2 市長は、長期計画の計画期間の初日から 4 年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

3 調整計画は、5 年を 1 期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

(次期長期計画の策定)

第 5 条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の 2 年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

(策定委員会)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。

7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。

8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(施策の大綱)

第 7 条 条例第 5 条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

(実施状況の管理)

第 8 条 条例第 6 条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年7月武蔵野市訓令（甲）第 4 号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 9 月 26 日規則第 64 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 20 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

最終調整中

《用語説明》

頁	用語	ふりがな	説明
か行			
	公債費	こうさいひ	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	こうしゃむさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
さ行			
	自治基本条例	じちきほんじょうれい	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取り組み等、市政運営のルールを明文化した。
た行			
	地域公共交通	ちいきこうきょうこうつう	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
	投資的経費	とうしてきけいひ	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。
は行			
	附置義務自転車駐車場	ふちぎむじてんしゃちゆうしやじょう	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
	扶助費	ふじょひ	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
ま行			
	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりの基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続・基準等を定めた条例。市民等・開発事業者・市が協力し、計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
	ムーバス	むーぱす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消すること、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市のコミュニティバスの愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
ら行			
	リスキリング	りすきりんぐ	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。
	リフトタクシーつながり	りふとたくしーつながり	身体の不自由な人や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。

－第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会委員－

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ◎岡部 徹 | 東京大学 副学長、教授 |
| ○中村 郁博 | 東洋大学経済学研究科公民連携専攻 教授 |
| 木下 大生 | 武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授 |
| 久留 善武 | 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事 |
| 古賀 祐輝 | 公募市民委員
(第六期長期計画・調整計画における一般公募により選出) |
| 鈴木 雅和 | 筑波大学芸術系 名誉教授 |
| 箕輪 潤子 | 武蔵野大学教育学部幼児教育学科 教授 |
| 吉田 勢津子 | 公募市民委員
(第六期長期計画・調整計画における一般公募により選出) |
| 伊藤 英穂 | 副市長 |
| 荻野 芳明 | 副市長 |

◎:委員長 ○:副委員長

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画
計画案

令和6(2024)年11月

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画事務局

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話：0422-60-1801

E-mail：SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp